全從業員現支給額に對し一律に參拾錢値上げ但し右は昭和九年二月十一日より實施のこと並に前回昇給に漏れし者に對しては本年六月改正社則の通り適用のこと

第二條　社則改正に關し加除の件

(一)社則七十二條　退職手當の階級制度を廢し、其の割合を根本的に次の如く改正のこと

三ヶ年以上五ヶ年未滿　一ヶ年に付　三十日分
五ヶ年以上十ヶ年未滿　一ヶ年に付　四十五日分
十年以上　一ヶ年に付　六十日分

但し右は辭令發令の日より起算すること

(二)年功加俸設定

三年以上五年未滿　一ヶ月に付　二圓
五年以上十年未滿　一ヶ月に付　三圓